

兵庫県公報

平成23年6月16日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例（議会事務局議事課）	1

公布された法令のあらまし

●兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第29号）

議員定数の改正に伴い、常任委員会の委員定数に係る規定について所要の整備を行うとともに、常任委員会の所管事項の変更に伴い、当該規定について所要の整備を行うこととした。

条 例

兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年6月16日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第29号

兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例

兵庫県議会委員会条例（昭和38年兵庫県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「14人」を「13人」に改め、「(教育・情報局教育課の所管に関する事項を除く。)」を削り、同項第4号中「13人」を「12人」に改め、同項第6号中

「教育委員会の所管に関する事項

企画県民部教育・情報局教育課の所管に関する事項」

を

「教育委員会の所管に関する事項」

に改め、同項第7号中「13人」を「12人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。